

所管部課	行政管理部総務課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市庁舎管理規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市カスタマーハラスメント対応マニュアルの策定に合わせて、庁舎内における禁止行為及び当該行為にあたる場合の退去を求める規定を設けるため、庁舎管理規則の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎内における禁止行為に関する条文を新たに設ける。(例：示威又はけん騒にわたる行為をすること。面会を強要し又は執務の妨害をすること。) ・ 禁止行為が認められ当該行為が速やかに改善されないときは、庁舎管理者が庁舎からの退去を命ずる規定を設ける。 <p>(2) 施行日 令和8年4月1日</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年11月 東大和市カスタマーハラスメント対応マニュアルを策定。 ・ 総務課において審査済み。 					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>					